

## 会告

公益社団法人 大阪府診療放射線技師会 第 10 回 定時会員総会開催について

表記総会を定款第 4 章第 16 条にもとづき、下記のとおり開催いたします。

尚、総会開催時期の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催形式を会場参加形式から Web 形式に変更することがあります。

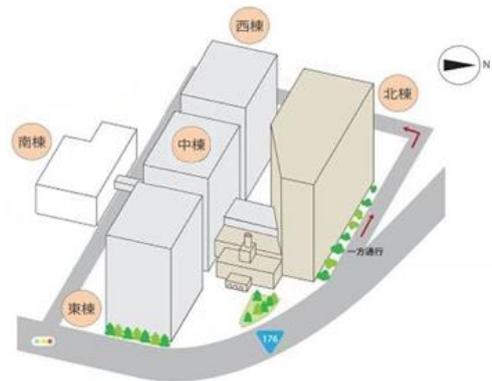
開催形式の変更は本会のホームページでお知らせいたします。

## 記

日時：令和 4 年 5 月 29 日(日) 14:00 開会～16:00 閉会

会場：済生会中津病院 南棟 2 階 講堂

〒530 - 0012 大阪市北区芝田 2 丁目 10 番 39 号



南棟に直接お越しください。 階段で 2 階に上がったところが講堂です。(1 階は PET センター)

- JR 大阪駅：御堂筋口から 地下道経由し地下鉄御堂筋線 5 番出口へ徒歩約 10 分  
または グランフロント大阪 2 階を経由して徒歩約 9 分
- 地下鉄御堂筋線 梅田駅：5 番出口から徒歩約 8 分  
中津駅：3 番出口から徒歩約 5 分
- 阪急電車 梅田駅：茶屋町口から徒歩約 6 分

定款第 4 章(会員総会) (決議) 第 20 条「会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う」(書面議決権の行使) 第 21 条「やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる」第 21 条第 2 項「前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は、会員総会に出席したものとみなす」

以上により欠席される会員は、「委任状」の提出をお願いします。

※総会委任状は総会資料巻頭に綴じ込み印刷で添付いたします。